



住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金について

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（国補正予算：令和3年12月20日成立）のメニューの1つとして、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯や令和3年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当と見なされる世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付します。

1 給付対象者

- （1）基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税非課税世帯）の世帯主
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
- （2）令和3年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当と見なされる世帯（家計急変世帯）の世帯主

2 給付額

1世帯当たり10万円

3 申請方法等

- （1）住民税非課税世帯（原則申請不要）
 - ①令和4年1月下旬（予定）に対象者へ給付に関する「確認書」を発送
 - ②内容等を確認し、同封された返信用封筒で返送※一部申請が必要な場合があります。
- （2）家計急変世帯（要申請）

確定申告書、源泉徴収票等のほか、収入についての自己申告による申請が必要（令和4年2月中に受付を開始予定）

4 給付方法

定額給付金が振り込まれた口座または指定の口座への振り込み

5 給付時期

確認書返送後または申請書の審査終了後、3週間程度で振り込み予定

6 周知方法

広報きりゅう2月号、市ホームページ、ふれあいメール、フェイスブック、
ツイッター、FMきりゅう、公民館等に申請書やチラシを設置

7 専用電話

(1) 桐生市専用コールセンター：開設準備中

業務内容：申請、振込に関すること。

開始時期（予定）：令和4年1月下旬

受付時間（予定）：午前9時から午後5時（土、日、祝日を除く）

(2) 内閣府コールセンター：0120-526-145

業務内容：制度の内容に関すること。

受付時間：午前9時から午後8時（土、日、祝日を含む、12/29から1/3休み）



【問い合わせ】

総務部総務課

担当 井出・小林

TEL 0277-46-1111（内線333・595）